ファミリーシップ、始まりました00

坂戸市パートナーシップ宣誓制度

坂戸市では、性的少数者の意思が尊重され、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に「坂戸市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。 また、令和6年4月から、ファミリーシップ制度も始まりました。

坂戸市パートナーシップ宣誓制度とは

坂戸市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者※1である二人が、パートナーであることを宣誓した宣誓書を提出し、市は宣誓書受領書、受領カードを交付するものです。

制度による法的な効果はありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し、社会生活における利便性と支障の緩和の一助となることを期待し、実施しています。

宣誓することができる人

- 1 二人がパートナーシップ※2にあること
- 2 成年に達していること
- 3 坂戸市民または坂戸市に転入予定 であること
- 4 民法で規定する婚姻できない続柄 (近親者)でないこと(養子縁組を 除く)
- 5 双方に配偶者(事実婚を含む)がいないこと
- 6 ほかの方とパートナーシップにな いこと

宣誓に必要な書類

- 1 住民票の写し
 - または住民票記載事項証明書

3か月以内に発行されたもの

2 婚姻をしていないことが確認できる書類

戸籍抄本や独身証明書など

(協定を結んでいる自治体が交付している宣誓書受領証 等を持参する場合は不用です。)

- 3 本人確認書類
 - 個人番号カードや運転免許証、旅券など
- %1 性的指向が必ずしも異性愛のみではない方、性自認が出生時の性と異なる方。LGBTQ(L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)、Q(クエスチョニング、クィア))などをいいます。
- ※2 本制度では、互いを人生のパートナーとし、かつ、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は 双方が性的少数者である二人の関係を指します。

手続きの流れ

1 宣誓希望日の予約

宣誓を希望する日の7日前までに、電話、FAX、メールで人権推進課男女共生係に予約をします。

予約受付時間は、月曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分(祝日、年末年始を除く)です。FAX、メールは24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌業務時間内に連絡します。

2 パートナーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来所してください。職員立ち会いのもと、宣誓書に記入し、市に提出いただきます。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

対応時間:月曜から金曜午前9時から午後5時まで(祝日、年末年始を除く)

3 宣誓書受領書・受領カードの交付

後日、お二人にそれぞれ宣誓書受領書と受領カードを、郵送または窓口で交付します。

宣誓書受領書(A4 サイズ)



受領カード(免許証サイズ)



ファミリーシップ制度

パートナーシップを宣誓した方と生計を 同じくしているこどもや親等を、家族とし て届け出ができます。

氏名を受領カードに記載します。

届け出に必要な書類

- (1)坂戸市ファミリーシップ届出書
- (2)坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カード (すでに宣誓している場合)
- (3)住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (同居の場合)
- (4)戸籍抄本(同居していない場合、宣誓者との関係が記載されているもの)

【予約・お問合せ】 坂戸市 人権推進課 男女共生係

(勤労女性センター内)

電話 049-281-3595 FAX 049-283-1640 E-mail <u>sakado23@city.sakado.lg.jp</u> 坂戸市ホームページ、利用の手引き もご覧ください



